

第1回小学校長会長連絡協議会を開催

平成27年7月10日(金) KKRホテル東京

I 開会 阪口 副会長 II 会長あいさつ(要旨) 大橋 会長

本日は、「学習指導要領の改訂」「教育条件の整備(特に教職員定数改善)」について話をする。

1 学習指導要領の改訂について

現在、中央教育審議会では学習指導要領改訂の審議が本格化している。今夏に、審議の論点整理が出され、これに沿った教科別・校種別検討、来年4月から5月に議論のまとめを経て、平成28年度内に中央教育審議会として答申を出す予定と聞いている。今回の学習指導要領の改訂は、将来を担う子どもたちが、変化を乗り越え、我が国の伝統や文化に立脚し、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を育成することを目指している。この学習指導要領の理念は、全連小の研究主題「新たな知を拓き 人間性豊かな日本人の育成を目指す小学校教育の推進」と軌を一にするものである。今回の改訂では、学習指導要領の構造自体の見直しを行い、「知の体系(系統的教育内容)」から「能力の体系(育成すべき資質・能力)」へ大きく舵を切ると考えられている。校長はカリキュラム・マネジメント力を高め、全教職員に改訂の趣旨と内容を徹底し、本質を理解した指導をさせたい。全連小では、各校長に新教育課程編成の参考となる資料をお届けできるよう検討している。

2 教育条件の整備について

今年度の国の予算では、教職員定数は2年連続で純減する厳しい状況であった。先般の経済財政諮問会議でも、児童の減少や学校の統廃合の進展を織り込んだ教職員合理化計画が主張された。財政制度等審議会でも2024年度までに4万2千人の教職員定数の削減が主張された。全連小では、学校現場でのきめ細かな指導の充実

を図るため、教職員定数の改善をはじめ教育諸条件の整備を求め「教職員定数の計画的合理化に反対する緊急要望書」を6月9日に関係議員に説明のうえ手渡し、文科省、財務省、内閣府には意見書を提出した。教職員定数については予断を許さない状況にある。全連小として、引き続き財政審等の動きを注視し、必要に応じ意見表明と要望活動を展開していく。その際、皆様にはご協力をお願いする。

III 報告 司会 後藤 副会長

1 文教施策並びに予算に対する要望について 千木良 対策部長

7月9日、常任理事が文科省、財務省、総務省へ要望活動を行った。教職員の定数改善や人的措置、被災地への継続的な支援、教職員の資質向上を図る施策をはじめとする9項目の要望である。

2 対策・調査研究担当者連絡協議会について 千木良 対策部長

9/25(東京)、10/1(福岡)、10/2(大阪)で開催する。対策部は、教職員の配置基準及び配置状況と課題、若手教員の状況と実践力育成上の課題について協議する。

種村 調研部長

調査研究部は、教育課程の編成・実施・評価・改善の状況、各都道府県の学力向上に関わる施策及び全国学力・学習状況調査に関する情報交換を行う。

3 山口大会について 山本 県会長

10月22・23日に山口市にて、大会副主題を「志を高くもち 未来に向かって 共にたくましく生きる子どもを育てる学校経営の推進」とし、開催する。現在2,600余名の方が参加予定である。

4 高知大会について 片岡 県会長

平成28年10月27・28日、高知大会を高知県民体育館他にて開催する。2,700名の参加を予定

している。高知県は会員数が少ないため、大会成功に向け参加者割当数については、各都道府県に増員をお願いしたい。

5 各部からの報告

対策部・調研部

千木良 対策部長・種村 調研部長

各種委員会調査にご協力をお願いします。8月末の論点整理について特別委員会を設置し検討する。委員数と構成員を考慮中である。

広報部 今城 広報部長

6/30に広報担当者連絡協議会を行った。全連小刊行物購読のご協力をお願いします。

会計部 加藤 会計部長

各都道府県より順調な負担金納入があった。

6 被災3県（岩手・宮城・福島）から

全国からの支援のお礼、5年目を迎えた現在の復興状況、課題についての報告があった。

7 その他

IV 講演（要旨）

演題「当面する初等中等教育上の諸課題」

講師：文部科学省初等中等教育局

局長 小松親次郎氏

1 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について

子どもたちが成人して社会で活躍する頃には、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性がある。そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要である。

そのためには、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要である。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要である。

2 教員の資質能力の向上について

改革の方向性としては、キャリアステージに応じた能力の到達目標の明確化と研修の見直し・充実である。

教員の養成段階では、学校現場体験による実践力の育成や適性確認が議論になっている。

初任者研修については、副担任的に入ってその中で時々独立した授業をするというやり方もあるという議論もされている。

10年経験者研修については、ミドルリーダーとしての能力育成を重視し、協働的かつ新課題

に対応した研修にする。

管理職研修については、新課題に対応したカリキュラム・マネジメント力を育成する環境をつくっていく。

これら全体について文部科学省は、育成指針を緩やかな形で示し、提唱していく。

3 道徳教育の充実について

読み物道徳から、「考え、議論する」道徳科への転換を図ることが大事なポイントである。指導方法改善の具体例や評価については、解説に追記する。また、教師用指導資料の作成、指導要録の改善を行う。

4 英語教育の充実について

「英語を使って何ができるようになるか」いわゆるCAN-DOリストを作りそれを見ながら進めていくことになる。

5 小中一貫教育について

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定した。

6 当面の政策課題例について

「学制」に関する政策展開、教育の多様化・弾力化、学校教育の改善充実の推進、児童生徒の問題行動の防止、教育費負担の軽減と教育格差の是正、地方創成、グローバル化、委員会制度の改革等に関わる課題がある。

V 情報交換 司会 本間 庶務部長

「各都道府県校長会の組織・運営上の課題」

平成29年度の政令都市における税源移譲を踏まえ「各都道府県校長会の組織・運営上の課題」について5グループに分かれ、情報交換を実施した。主な話題は次のとおりであった。

Aグループ ①組織の仕組みや組織の成り立ち

②これからの組織の在り方

Bグループ ①政令指定都市と県の組織の連携

②研究・研修の在り方③全連小との関係維持

Cグループ ①会員数の減少に伴う予算の減少

②研究体制の見直し③旅費の公費化④校長会の役割、各団体との協力

Dグループ ①会員数の減少に伴う予算の減少

②市町村からの補助金の減少③会費の値上げ④予算減少への対応策⑤講師（産育休）の確保

Eグループ ①会員数の減少に伴う予算の減少

②会費の値上げ③行事の精選・スリム化④県と郡市とのつながり⑤管理職人材の育成・確保

VI 連絡

小滝 事務局長

VII 閉会

阪口 副会長

平成27年度 小学校教育の充実に関する 文教施策並びに予算についての要望書

社会が激しく変化する時代にあって、全国2万の小学校長は、地域社会と一体となり、我が国の未来を担う子どもたちの教育に全力を注いでいます。将来の有益な人材の育成なくして我が国の持続的な発展はなく、「未来への飛躍を支える人材の養成」に向け、国家が積極的にリードし、国民全体で取り組む必要があります。

今、我が国は、知識基盤社会への新たな進展やグローバル化の進行、世界に類を見ないスピードで進む少子高齢化により、先を見通すことが難しい時代となっています。小学校教育においても、進行する教育改革への対応、いじめ・不登校問題をはじめとする児童の健全育成への取組など、教育課題は山積しています。

こうした状況を踏まえ、全国連合小学校長会は、「新たな知を拓き 人間性豊かな社会を築く日本人の育成を目指す小学校教育の推進」を高く掲げ、国民の信託に応えられる学校づくりに努めています。小学校教育のより一層の充実・発展に向け、校長が「自らの使命を自覚し、展望をもち、理想の実現に邁進する校長会」として、全力を尽くすことを、平成27年度第67回総会において確認いたしました。

先行き不透明な経済情勢が続いていますが、子どもたちの将来と我が国の発展のために、人的・物的措置の一層の充実と教育諸条件の整備に向けて、左記の9項目を要望いたします。

平成27年7月9日

全国連合小学校長会長 大橋 明

記

- 1 我が国の義務教育の質を高めるために、教育費の増額措置を講じられたい。
 - (1) 教育先進国として教育費は未来への投資であることを踏まえ、公財政教育支出のGDP比について、OECD諸国の平均である五パーセントまで引き上げられたい。
 - (2) 全国どこでも全ての子どもが一定水準の教育を受けられるよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率二分の一の復元を図られたい。
 - (3) 優秀な人材を教育界に確保できるよう、人材確保法を堅持し、教員給与の優遇措置を講じるとともに、時間外勤務が恒常化している教員の実態を踏まえ、教職調整額の引き上げを図られたい。
 - (4) 教科書無償給与制度を堅持されたい。
 - (5) 教育費として地方交付税措置された財源を各都道府県並びに市町村が他の財源としないよう、国の指導強化を図られたい。
- 2 震災復興に関わる人的配置の充実及び施設・設備・教材等の迅速な整備を講じられたい。
 - (1) 復興を進める地域への的確で継続的な支援の確保を図られたい。
 - (2) 教職員の加配継続とともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置など児童等に対するサポート体制のより一層の強化を図られたい。
 - (3) 正常な教育活動が完全実施できるよう早期に学校施設等の復旧を図られたい。
 - (4) 校地や通学路などの放射線の除染対策、風評被害防止対策等を図られたい。
 - (5) 被災地域での就学援助等の急増に対する支援の確保を図られたい。
- 3 教員の子どもと向き合う時間を確保するために、教員の定数改善や人的措置、諸条件の整備を講じられたい。
 - (1) 義務教育標準法の改正により公立義務教育諸学校の教職員基礎定数を抜本的に見直し、活力ある学校づくりの一層の充実を図られたい。
 - (2) 教頭、養護教諭の複数配置の拡充と学校事務職員・学校栄養職員の配置確保・充実を図られたい。
 - (3) 複式学級及び特別支援学級の学級編制基準を、地域・学校の実態に応じて改善されたい。
 - (4) 特別支援教育推進のため、通常の学級における支援員等人的配置による体制づくりを図られたい。
 - (5) 安定した学校運営のために、副校長、主幹教諭、指導教諭の配置に向け条件整備を図られたい。

- (6) 英語・理科等の専科教諭、司書教諭、特別支援教育コーディネーター等について正規教員の加配や講師・ALT等の人的措置・配置環境の整備を進められたい。
- 4 学校教育への信頼を一層高めるために、教職員の資質向上を図る施策を講じられたい。
 - (1) 教員の免許更新制については、受講体制の一層の整備に当たられたい。
 - (2) 学習指導要領で新たに加わった内容、重点が置かれている分野、特に外国語活動や理数教育に関する教員研修制度の充実を図られたい。
 - (3) 大学の養成課程と学校現場での育成を連携させたプログラムを作成するなどして、実践力を備えた若手教員の育成を図られたい。
 - (4) 若手教員育成のため、優秀な能力をもつ退職教員を活用する体制の整備を図られたい
- 5 豊かな心や健やかな体の育成に向けた教育を充実させるための施策を講じられたい。
 - (1) 『特別の教科 道徳』の実施に向けて、ねらいを達成するのにふさわしい適正な教科書を検定するとともに、教員の指導力向上を目指した研修の充実等の推進を図られたい。
 - (2) いじめ・不登校等、児童生徒の問題行動等の解消に向け、教育支援センター（適応指導教室）の整備促進、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全校配置を図られたい。
 - (3) 情報社会におけるモラルやマナーの教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
 - (4) 人権教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
 - (5) 社会奉仕体験、自然体験活動等の体験的な学習の実施に向け、社会教育主事の活用等条件整備を図られたい。
 - (6) 児童の体力を向上させ、食育や健康づくりを推進する施策の充実を図られたい
- 6 学習指導要領が円滑に実施できるようにするために、施設・設備・教材等の整備・拡充を図る施策を講じられたい。
 - (1) 子どもの安全を確保するために、学校・地域の実態に応じた人的措置及び施設・設備の改善を図られたい。
 - (2) 非構造部材も含めた学校施設の耐震改修の早期完全実施を図られたい。
 - (3) 学習指導要領の円滑な実施を図るために、施設・設備・教材等について、予算措置の充実を図られたい。
 - (4) 特別支援教育の「合理的配慮」に基づく施設・設備の充実を図られたい。
 - (5) 学校図書館の活性化を進め各教科等での言語活動や読書活動等を一層推進するために、図書費等の予算措置の充実、学校司書の配置促進を図られたい。
 - (6) ICT教育推進のために、専門職員配置を含めた学校のICT環境の一層の整備・充実を図られたい。
- 7 学校、家庭、地域が一体となって教育を推進するために、家庭や地域の教育力充実に向け支援するための施策を講じられたい。
 - (1) 放課後子どもプランの一層の充実を図られたい。
 - (2) 家庭や地域の教育力を再生するための事業の充実を図られたい。
 - (3) 児童生徒の健全育成に悪影響を及ぼすマスメディアに対する規制強化を図られたい。
- 8 教育の機会均等を保障するために、へき地・小規模校の教育をさらに充実させる施策を講じられたい。
 - (1) へき地教育の充実・向上のために、教頭、養護教諭、事務職員等の人的条件及び、物的条件等の改善を図られたい。
 - (2) 五学級以下の小学校の教員配置率の改善を図られたい。
- 9 全国の教員が安心して教育に専念できるようにするために、共済年金制度や教員の処遇の維持・改善を図る施策を講じられたい。
 - (1) 教職員のメンタルヘルスの保持に関わる条件整備を図られたい。
 - (2) 職域・比例年金部分の増率を図られたい。
 - (3) 管理職の職責に見合った処遇改善を図られたい。
 - (4) すぐれた教育実績をもつ教員を表彰し、優遇する措置を図られたい。
 - (5) 給与・手当の減額分の復元等、教職員が将来への希望をもち、安心して働くための処遇の維持・改善を図られたい。
 - (6) 定年後六十五歳までの校長の学校経営能力を活用するための条件整備及び処遇の充実を図られたい。
 - (7) 退職後の医療制度の改善を図られたい。